

○創価大学学位規則

昭和50年4月1日規則第7号

改正

昭和52年4月1日
昭和54年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年4月1日
昭和61年4月1日
平成元年4月1日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成6年4月1日
平成7年4月1日
平成9年4月1日
平成11年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成19年4月1日
平成20年3月29日
平成21年12月19日規則第1号
平成23年3月24日規則第9号
平成25年3月29日規則第3号
平成25年3月29日規則第10号
平成25年5月21日規則第1号
平成26年3月22日規則第8号
平成27年1月31日規則第1号
平成29年1月28日規則第5号
平成30年3月20日規則第6号
令和2年3月26日規則第3号
令和4年3月25日規則第1号
令和5年3月24日規則第2号
令和7年1月23日規則第1号
令和8年3月13日規則第3号

創価大学学位規則

(趣旨)

第1条 創価大学（以下「本学」という。）が学位を授与するについては、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び創価大学学則（以下「学則」という。）、創価大学通信教育部学則（以下「通教学則」という。）、創価大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 学部

学部	学科	学位（専攻分野）
----	----	----------

経済経営学部	ビジネス学科	学士（経済経営学）
法学部	法律政治学科	学士（法学）
文学部	人間学科	学士（文学）
教育学部	心理・教育学科	学士（教育学）
	児童教育学科	
理工学部	情報システム工学科	学士（工学）
	共生創造理工学科	学士（理工学）
	グリーンテクノロジー学科	
看護学部	看護学科	学士（看護学）
国際教養学部	国際教養学科	学士（国際教養学）

（２） 大学院

研究科	専攻	学位（専攻分野）
経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学） 博士（経済学）
法学研究科	法律学専攻	修士（法学） 博士（法学）
文学研究科	英文学専攻	修士（英文学） 博士（英文学）
	社会学専攻	修士（社会学） 博士（社会学）
	人文学専攻	修士（人文学） 博士（人文学）
	国際言語教育専攻	修士（教育学）
教育学研究科	教育学専攻	修士（教育学） 博士（教育学）
理工学研究科	情報システム工学専攻	修士（工学） 博士（工学）
	生命理学専攻	修士（理学） 博士（理学）
	環境共生工学専攻	修士（工学） 博士（工学）
国際平和学研究科	国際平和学専攻	修士（国際平和学）

（３） 専門職大学院

研究科	専攻	学位（専攻分野）
法務研究科	法務専攻	法務博士（専門職）
教職研究科	教職専攻	教職修士（専門職）

（学位授与の要件）

第３条 学士の学位は、学則及び通教学則の定めるところにより、本学に４年以上在学して、所定の単位を修得した者に授与する。ただし、早期卒業者として卒業を許可されるものに対しては、３年以上の在学期間で授与する。

第３条の２ 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、博士前期課程又は修士課程に２年（通算４学期）以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出してその審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、１年（通算２学期）以上在学すれば足りるものとする。

第３条の３ 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院に５年（通算１０学期）（博士前期課程又は修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における２年（通算４学期）の在学期間を含む。）以上在学して所定の単位を修得し、かつ研究科が定める研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に３年（通算６学期）（博士前期課程又は修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における２年（通算４学期）の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

２ 第３条の２ただし書の規定による在学期間をもって修士の学位を取得した者の博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、博士前期課程又は修士課程における在学期間に３年（通算６学期）を加えた期間以上在学して、所定の単位を修得し、かつ所定の研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に３年（通算６学期）（博士前期課程又は修士課程における在学期間を含

む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず博士後期課程への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有するものと同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(通算6学期)(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年(通算4学期))以上在学して、所定の単位を修得し、かつ所定の研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(通算2学期)以上在学すれば足りるものとする。

4 博士の学位は、大学院の博士課程を経ない者であっても、学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し、大学院の博士課程における所定の単位を修得した者と同等以上の学識と研究指導能力とを有することを確認(以下「学力の確認」という。)された場合に、これを授与することができる。

第3条の4 法務博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、法務研究科に3年(通算6学期)以上在学して所定の単位を修得した者に授与する。ただし、法学既修者(法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者)については、2年(通算4学期)以上在学して所定の単位を修得した者に授与する。

第3条の5 教職修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、教職研究科に2年(通算4学期)以上在学して所定の単位を修得した者に授与する。ただし、小学校等の実務経験を有した者については、1年(通算2学期)以上在学して所定の単位を修得した者に授与する。

(研究科委員会)

第4条 本規則における学位の授与に関する研究科委員会は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果については、研究科長、博士前期課程及び修士課程指導教授、博士論文については、研究科長及び博士後期課程指導教授をもって構成する。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出)

第5条 博士前期課程又は修士課程に1年(通算2学期)以上在学し、所定の単位を修得した者が、修士論文を提出しようとする場合は、修士論文提出期限の6ヶ月前までに、特定の課題についての研究の成果を提出しようとする場合は、特定の課題についての研究の成果提出期限の3ヶ月前までに、論文の題目、研究計画を指導教授等を通じて当該研究科委員会に提出して、その承認を受けなければならない。

2 論文は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

3 論文を提出するときは、当該研究科委員会の定める方法により、論文審査願、履歴書、論文及びその要旨を、当該研究科委員会に提出しなければならない。

4 論文題目の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。

5 優れた業績をあげた者は、第1項の規定にかかわらず、1年次において、指導教授等の申し出により、研究科委員会の承認を得て、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出することができる。その場合は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果提出期限の3ヶ月前までに、論文の題目、研究計画を指導教授等を通じて当該研究科委員会に提出して、その承認を受けなければならない。

(博士論文の提出)

第6条 大学院において、所定の期間以上在学し、所定の単位を修得して、博士論文を提出しようとする者は、当該研究科委員会の定める方法により、論文審査願、履歴書、論文及びその要旨に別表(1)に定める審査手数料を添えて、当該研究科委員会に提出しなければならない。

2 大学院において、在学中に博士論文を提出し受理された者が、審査の終了を待たずに退学した場合においても、当該審査は継続して行う。

3 大学院学則第42条第2項に定める再入学は、博士後期課程の初年次から起算して、8年以内に願い出た者に限るものとする。

(課程を経ない者の論文提出)

第7条 大学院博士課程を経ないで博士論文を提出しようとする者は、当該研究科委員会の定める方法により、論文審査願、履歴書、論文及びその要旨に別表(1)に定める審査手数料を添えて、当該

研究科委員会に提出しなければならない。

2 博士後期課程に3年（通算6学期）以上在学し、所定の単位を修得して退学し、再入学をしないで博士論文を提出する場合は、前項の規定により取扱うものとする。ただし、審査手数料は別表（1）のとおりとする。

3 前各項により提出する論文には、参考として他の論文を添付することができる。

（学位論文の受理）

第8条 第5条、第6条及び第7条の規定により提出された学位論文が所定の手続きを経て受理されたときは、当該研究科委員会はその論文の審査を審査委員会に付託する。

（審査委員会）

第9条 前条の規定により学位論文の審査を付託された審査委員会は、当該研究科の教員のうちから主査委員、当該研究科委員会の選任する関係科目の担当教員2名を委員とし、計3名をもって、構成する。

2 研究科委員会は、審査に必要と認めるときは、授業担当の教授、准教授又は講師の意見を聴取することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科委員会は、審査に必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者を委員とすることができる。

（1） 学内の研究科、学部所属の教員、又は研究所等所属の研究員

（2） 学外の当該分野の専門家

（最終試験）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査が終わった後に、学位論文を中心としてこれに関係ある科目について最終試験を行う。

2 最終試験は、口頭又は筆答により行う。

3 学位論文及び最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

（学力の確認）

第11条 第3条の3第4項に定める学力の確認は、前条の審査委員会が、学位論文を中心として、広く関連科目にわたって、諮問の方法によって行う。

2 外国語に関する試問は、原則として2種類について行うものとする。ただし、理工学研究科については、英語のみについて行うものとする。

3 第7条第2項により、退学後5年以内に学位論文を提出するときは、前各項の試問を免除することがある。

（審査期間）

第12条 博士論文の審査、最終試験及び試問は、当該論文を受理した日から、1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

（審査委員会の報告）

第13条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときには、ただちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨を記載した審査報告書を、研究科委員会に提出しなければならない。

（研究科委員会の議決）

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、次回の研究科委員会において、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決については、研究科委員会の総数の3分の2以上の出席を必要とし、無記名の投票方法により、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

（研究科長の報告）

第15条 研究科委員会において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は大学院委員会の議を経て、学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第16条 学長は、大学院については、前条の規定に基づき、学部については第3条の規定に基づき、学位を授与すべきものに、所定の学位記を授与する。

2 学位記の授与を保留する場合については、別に定める。

(論文要旨の公表)

第17条 本学は博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、その論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係わる論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前に、すでに公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係わる論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位記)

第19条 学位記は別表(2)の1から別表(2)の5までのとおりとする。

(学位名称の使用)

第20条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、創価大学名を明記するものとする。

(学位授与の取消)

第21条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為のあったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は当該研究科委員会及び大学院委員会の議決を経て、学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

2 前項の議決については、第14条第2項を適用する。

附 則

この学位規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日)

この学位規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日)

この学位規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日)

この学位規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日)

この学位規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日)

この学位規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日)

この学位規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日)

この学位規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日)

この学位規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日)

この学位規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条、別表については平成4年2月1日から適用する。

附 則(平成5年4月1日)

この学位規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条については平成5年3月1日から適用する。

附 則(平成6年4月1日)

この学位規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日)

この学位規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日）

この学位規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日）

この学位規則は、平成 10 年度の入学者から適用する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日）

この学位規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日）

この学位規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日）

この学位規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日）

この学位規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日）

この学位規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日）

この学位規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条について、平成 18 年度以前に入学した学生については、なお、従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 29 日）

この学位規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、文学研究科国際言語教育専攻に係る改正については、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 19 日規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 3 号）

1 この学位規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学位規則施行の際、平成 24 年度以前に入学した学生の適用については、この学位規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 10 号）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年 3 月 31 日以前に工学部に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 5 月 21 日規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 22 日規則第 8 号）

この学位規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 31 日規則第 1 号）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際、平成 26 年度生以前の学生の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 1 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日規則第 6 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日規則第 3 号）

改正

令和 4 年 3 月 25 日規則第 1 号

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際、第 2 条第 2 号における、令和元年度生以前の学生の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、第2条第2号における、令和3年度生以前の学生の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月23日規則第1号）

この規則は、令和7年2月1日から施行する。ただし、第9条及び第12条については令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月13日規則第3号）

 - 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
 - 2 この規則施行の際、第2条第1項第1号における、2025年度生以前生への適用については、なお従前の例による。

別表（1）

学位論文審査手数料

申請者（学位規則条項）	審査手数料
本学大学院在籍者（第6条第1項）	30,000円
在籍しない者（第7条第1項）	300,000円
退学した者（第7条第2項）	200,000円
学内教員	100,000円

別表（2）の1

第3条の規定により授与する学位記の様式

学位記 氏 名 年 月 日生 本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する。 平成 年 月 日 創価大学長 氏 名 ㊟ 第〇〇号

別表（2）の2

第3条の2及び第3条の3の規定により授与する学位記の様式（博士課程の場合）

学	位	記
氏 名		
年 月 日生		
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程（前期二年の課程）において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（修士）（〇〇）の学位を授与する。		
平成 年 月 日		
創価大学長 氏 名 ㊟		
博甲（修）第〇〇号		

別表（2）の3

第3条の3第4項の規定により授与する学位記の様式

学	位	記
氏 名		
年 月 日生		
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する。		
平成 年 月 日		
創価大学長 氏 名 ㊟		
博乙第〇〇号		

別表（2）の4

第3条の4の規定により授与する学位記の様式

学	位	記
		氏 名
		年 月 日生
本学大学院法務研究科法務専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得し 修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する。		
平成 年 月 日		
創価大学長 氏 名 ㊟		
法務博第〇〇号		

別表(2)の5

第3条の5の規定により授与する学位記の様式

学	位	記
		氏 名
		年 月 日生
本学大学院教職研究科教職専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得し 修了したので教職修士（専門職）の学位を授与する		
平成 年 月 日		
創価大学長 氏 名 ㊟		
教職修第〇〇号		